

泉佐野市立学校の教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画を策定しました

- 教員が一人一人の子どもたちと向き合う時間を確保し、すべての子どもたちへのよりよい教育の実現」に努め、持続可能で質の高い学校教育の実現をめざす計画です。
- 教員の長時間労働をはじめとする労働環境を改善し、教職員が健康な状態で専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒等への教育に邁進するために、教職員の業務を精選し、効率化することをめざします。
- この計画のもと教職員の「働き方改革」を進め、「働きやすさ」と「働きがい」が両立される環境整備を通じて学校教育の質を向上させ、すべての子どもたちへのよりよい教育の実現を図ります。
- URL : <https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoiku/kyoikusomu/menu/11353.html>

泉佐野市教員の勤務の状況

○教員の勤務時間は、概ね

小学校：8：25～16：55

中学校：8：15～16：45

※学校によって多少異なります

○1日の勤務時間は7時間45分です

○時間外勤務時間は減少傾向ですが、

45時間以上の超過勤務をしている教職員が多いのが現状です。

時間外勤務時間	年平均(時間)	月45時間を上回る教職員の割合	月80時間を上回る教職員の割合
小学校	36.0	31.8%	4.5%
中学校	47.6	48.9%	13.4%

計画の概要:「学校・教師の業務の3分類」に基づく取り組みを進めます

○文部科学省が示す「学校・教師の業務の3分類」に基づき、①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務であるが負担軽減を促進すべき業務(文部科学省「学校と教師の業務の3分類」)の観点で整理し、学校・地域・保護者及び関係諸機関の連携・協働体制を構築し、教職員の業務の適正化、健康確保を推進し、教師がすべての子どもたちへのよりよい教育に注力できる環境の実現をめざす計画です。

学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の实情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

泉佐野市の「働き方改革」の取り組み

◎泉佐野市では「働き方改革」を進めるため、以下の取り組みを現在行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

(1)教職員の一斉退庁日の設定:毎週水曜日・毎月20日

毎週水曜日と毎月20日を「一斉退庁日」とし、教職員は勤務時間終了後速やかに退庁いたします。保護者のみなさま、地域のみなさまにおかれまして、趣旨をご理解の上、学校に連絡される際にはご留意ください。

(2)中学校のノークラブデー(部活動休養日)の実施

「働き方改革」を推進するとともに、中学校学習指導要領における「部活動について休養日や活動時間を適切に設定することも必要である」と示されていること等を踏まえ、平成30年4月1日より本市におきましては、生徒の健康や成長に配慮し適切な休養をとるために、1週間のうち平日(月～金)に1日以上は部活動を行わず、また土曜日及び日曜日は少なくとも1日は部活動を行わないこととします。

(3)音声ガイダンスによる電話対応の実施

下記の時間は、原則、音声ガイダンスによる電話対応とさせていただきます。

・小学校 平日の午後6時00分から翌日午前7時45分まで

・中学校 平日の午後7時00分から翌日午前7時45分まで

(以上についての詳細は、別途ご案内をご確認ください)

(4)学校閉庁日(夏季休業中に4日・冬季休業中に1日)

市内全校で統一して、一切の活動を行わない閉庁日を設けています。

(5)「働き方改革」を進めるための人的配置

○スクール・サポート・スタッフ：資料の印刷、清掃や営繕、その他教員の事務作業等を支援

○部活動指導員：中学校の部活動を支援

(6)ICTを活用した取り組み(学校の状況に応じて進捗が異なります)

○教育DX推進支援員～学校におけるICT化の推進を支援

○欠席連絡、児童・生徒・保護者アンケート、文書配布等の電子化

～印刷・配布時間の短縮、集計作業効率の向上、ペーパーレス化の推進

○校務支援システムの導入(児童生徒名簿・指導要録・通知表・出席簿・保健関係等)

○教職員の会議資料・情報共有・予定・教材・授業計画・各種書類様式の電子化・共通化

～会議時間の縮減、印刷・配布時間の縮減、授業改善と準備の効率化

(7)各学校での取り組み

各学校では本計画に基づいて、教育課程の見直し(行事の精選・見直し、授業時数・日課の見直し、ICT活用の拡充、勤務時間外の各種活動の見直し等)をこれからも進めてまいります。これら「子どもたちへのよりよい教育」の実現をめざす「働き方改革」の取り組みへのご理解・ご協力を、今後ともよろしくお願いいたします。